

FIS スキージャンプワールドカップ女子ルール 2019/2020

凡例：
~~WCJ-L~~ WCJ-W = FIS ワールドカップスキージャンプ女子
~~COCJ-L~~ COCJ-W = FIS コンチネンタルカップスキージャンプ女子
~~GPJ-L~~ GPJ-W = FIS グランプリスキージャンプ女子

1. 大会地のカレンダー計画、エントリー、指名

1.1 ワールドカップスキージャンプレディース

1.1.1 各国スキー連盟は、決められた期限内にカレンダー計画小委員（Sub-Committee for Calendar Planning）へ **WCJ-W** 大会（個人戦及び団体戦）の申請をする権利を有する。

1.1.2 大会の申請は、大会の1年半前に公式のFIS エントリー用紙で行なわれなければならない。大会の申請書には、ジャンプ台公認証の有効期限が含まれていなければならない。

1.1.3 複数の大会が異なる場所で行なわれる場合、大会の期日の間に最低でも1日の練習がとれるように日程が設定されなければならない。

1.1.4 各シーズン最後の **WCJ-W** 大会が **WCJ-W** ファイナルである。
WCJ-W ファイナルと関連して、**WCJ-W** 総合の表彰式が行なわれる。

1.2 **WCJ-W** 大会地の指名

1.2.1 カレンダー計画小委員会は以下を検討する。

- 有効なジャンプ台公認証を有し、**WCJ-W** 大会として当該ジャンプ台が適しているか。
- 宿泊能力及び競技場の観客アピール度。
- 全競技時間を通じライブ放送に適した国際テレビ信号の提供を保証することを含めた選考基準により、**WCJ-W** 大会として当該組織委員会が適しているか。

1.2.2 この評価結果と提案日程により、カレンダー計画小委員会は今後の暫定ワールドカップスケジュールを作る。各シーズンの最終的な **WCJ-W** カレンダーは、FIS 理事会の承認を要する。

1.3 日程の保護

1.3.1 同日に、**WCJ-W** 1大会のみ開催出来る。

1.3.2 国際選手権（オリンピックと世界選手権大会）及び予め決められた1週末は、それぞれ当該大会の日程として保護される。すなわち、それらの日程では **WCJ-W** は開催されない。

- 1.4 **中止**
開催予定地が使用できない場合、当該各国スキー連盟は大会を中止すると共に、中止は競技会の遅くとも 8 日前までに行わなければならない。
- 1.5 **ワックスキャビン**
組織委員会は、使用者に対し如何なる追加費用が発生することなく、自由に使用できる必要なワックス掛けや準備用のキャビンを設置する義務がある。
2. **WCJ-W 大会参加権利**
- 2.1 FIS コード所有選手のみエントリーが認められる。
- 2.2 参加が認められる選手
a) ~~2003~~ 2004 年又はそれ以前に生まれた選手
b) 既に GP-L 又は WCJ-W ポイントをもっている選手
c) 昨シーズン又は現シーズン、COCJ-W ポイントを最低 1 点でも獲得した選手。
- 2.3 各国スキー連盟は、WCJ-W 大会 1 試合に最大 6 名のジャンパーをエントリーできる。
- 2.4 各国スキー連盟は、自国選手の WCJ-W 大会出場選手としての適性及び使用ジャンプ台を扱う能力に対し全ての責任を持つ。
- 2.5 ホスト国は、ナショナルグループ 6 名（グループ I）を追加としてエントリーする権利を有する。
- 2.6 各シリーズ（GP-W、WCJ-W）につき個人戦が 1 ヶ国で 2 試合を超える場合、ホスト国は、各シリーズ（GP-W、WCJ-W）2 試合までナショナルグループをエントリーする権利を有する。

3. WCJ-W 評価（点数配分）

3-1 個人戦

1 位=100 点	16 位=15 点
2 位= 80 点	17 位=14 点
3 位= 60 点	18 位=13 点
4 位= 50 点	19 位=12 点
5 位= 45 点	20 位=11 点
6 位= 40 点	21 位=10 点
7 位= 36 点	22 位= 9 点
8 位= 32 点	23 位= 8 点
9 位= 29 点	24 位= 7 点
10 位= 26 点	25 位= 6 点
11 位= 24 点	26 位= 5 点
12 位= 22 点	27 位= 4 点
13 位= 20 点	28 位= 3 点
14 位= 18 点	29 位= 2 点
15 位= 16 点	30 位= 1 点

3.1.1 同得点者が複数の場合、各選手にはその順位に応じるポイントが与えられる（次の順位は省略される）。

3.1.2 WCJ-J 評価（ポイント対象）の大会とみなされる為には、最低 8 カ国が参加しなければならない。

3.1.3 ワールドカップスタンディング

現シーズンの全ての個人戦の WCJ-W ポイントが、WCJ-W 総合優勝者を決めるにあたり合計される。

最終評価で複数が同得点であれば、個人優勝回数の多さや、各 WC 大会の次に良いランクに準じ順位が決まる。それでも同順位であれば、スタート順は抽選となる。

3.1.4 その時点での WCJ-W 総合評価首位の選手（リーダー）には“WSC リーダービブ”（WSC Leader bib）を与える。その選手は、そのゼッケンをもらうことが出来る。首位の選手は、WSC リーダービブを大会中、公式表彰式、及び公式練習に着用しなければならない。

3-2 団体戦&混成チーム戦

1 位=400 点	5 位=200 点
2 位=350 点	6 位=150 点
3 位=300 点	7 位=100 点
4 位=250 点	8 位= 50 点

3.2.1 同得点チームが複数の場合、各チームには、その順位に応じるポイントが与えられる。次の順位は省略される。

- 3.2.2 **WCJ-W** ネーションズカップ（ポイント対象）の大会とみなされる為には、最低 8 カ国が参加しなければならない。
- 3.2.3 団体戦のスタート順
スタート順は、現在のワールドカップネーションズスタンディングの逆順に基づく。組織的理由により、同日に行われた個人戦の結果は団体戦のスタート順に考慮されない。混合チーム戦のスタート順は、現在のワールドカップネーションズスタンディング男女合計の逆順に基づく。
- 3.2.3.1 2 本目には、1 本目の上位 8 カ国のみ参加する権利を有する。最終ラウンドの最終グループのスタート前に、インフォブレイクを入れ、最終グループのスタート順をその時点の順位の逆順に並べ替える。
- 3.2.4 **WCJ** ネーションカップ
団体戦及び混合チーム戦シェア分のポイントを含め、現シーズンの全 WCJ 大会（女子）における 1 カ国より選手全員のポイントの合計点数が国別の得点（WCJ 評価）として考慮される。
国別得点で同得点がある場合、各々の大会（個人戦及び団体戦）の良い成績が優先する。

4. 競技方法とスタート順

4.1 **WCJ-W** 競技会

原則として、ジャンプ大会は以下から成る。

- 公式練習
- 予選及び／又は
- 試技
- 2 ラウンド

4.1.1 公式練習、予選、1 本目では、選手を 3 つのグループに分ける。

グループの順序は以下の通りである。

- グループ 1 ホスト国
- グループ 2 (WCJ ポイントがない選手)
- グループ 3 (WCJ ポイントをもつ選手)

4.1.2 グループ内のスタート順は以下の通りに決める。

- グループ 1 ホスト国によるドロー又はシード
- グループ 2 ドロー
- グループ 3 現在の WCJ ランキングの逆順。

シーズン最初の大会は、昨季の最終 WCJ ランキングが決め手となる。選手は、ワールドカップスタンディングに入れば直ちに、そのランキングに従ってグループ 3 にシードされる。

シードグループ 1 及び 2 が揃った後、ジュリーは、公式練習前にこれをドローすることが出来る。チームキャプテンは、このドローを次回のチームキャプテン会議で確認しなければならない。

同じジャンプ台で行なわれる 2 つの試合において、公式練習が 1 回しか出来ない場合（個人及び団体戦又は個人戦 2 戦）、どちらか 1 試合分のクォータしか参加出来ない。

競技スケジュールは、大会の招待状といっしょに発表されなければならない。不可抗力の場合、ジュリーによって変更が可能である。

4.2 予選

予選ラウンドで参加者数を 40 人まで減らす。

全ての選手が、予選に参加しなければならない。結果は総合点数で計算される。

最長不倒の 95% に達し予選通過すべきところ転倒した選手は、40 人に加えて競技に参加する権利がある（ウインド/ゲート補正が使用される場合、補正された距離が基本となる）。

4.2.1 特別な場合（例：限られた練習、インランの変更、時間不足、悪天候）、ジュリーは予選又は試技の決定をすることが出来る。

4.2.2 試技

予選を全く行なわない場合又は大会当日に行なわない場合、試技を 1 本目の前に行なわなければならない。（例外：ICR452.2.2 参照）

4.2.3 1 本目には 40 名のみすすめる。予選ラウンドで最後に予選通過した順位が複数の場合、その同点者全員が本選にすすめる。合計人数を 40 人まで満たす。
（プラス最終予選通過順位同点者全員又は/及び最長不倒の 95% に達したが転倒した選手。第 4.2 条に従う）

4.2.4 2 本目（最終ラウンド）には、1 本目の上位 30 人のみが進める（プラス最終予選通過順位同点者全員）。ゼッケンは替えず、1 本目の成績の逆順でスタートする。

4.2.5 1 本目で最長不倒の 95% に達し通過すべきところ転倒した選手は、上位 30 人に加え 2 本目に参加出来る権利をもつ（ウインド/ゲート補正が使用される場合、補正された距離が基本となる）。

4.2.6 2 本目は、1 本目終了後 15 分以内で始めなければならない。

時間通りにスタート出来ない選手は、失格となる。

4.2.7 予選ラウンド終了後、 Jury は、予選不通過選手に対し、必要ならば、大会の前走者として使うことを認める権限を与えられている。

4.3 競技会に関し、 Jury の決定について現在の適確な情報がメディア及びテレビ代表者、観客に伝わる事を保証する為、 Jury は状況をメディア代表者及びアナウンサーに伝える義務がある。 FIS レースディレクターは、その任務を担っている。

4.4 全ワールドカップ女子競技会において、 FIS ジャンプ委員会が決めた特別規則に従い、ビデオ飛距離測定の使用を義務とする。

4.5 ワールドカップファイナル

ワールドカップシーズン最終戦 (NH, LH, FH) は、その場にいる現ワールドカップ総合スタンディング上位 30 位までの選手が個人最終戦に参加できる。ホスト国が上位 30 位以内に 4 人未満の場合、合計 4 人までエントリーする権利を有する。

5. WCJ 賞

5.1 賞金

組織委員会は、1 競技会につきスイスフラン (CHF) で最低でも下記の賞金額を用意しなければならない。

個人一戦: ~~CHF 19,890~~ CHF 25,194、上位 20 選手で以下の通りに配分:

~~獲得したワールドカップポイント 1 ポイントごとに 30 スイスフラン:~~

1 位 CHF 3,000	10 位 CHF 780
2 位 CHF 2,400	15 位 CHF 480
3 位 CHF 1,800	20 位 CHF 330

獲得したワールドカップポイント 1 ポイントごとに 38 スイスフラン:

1 位 CHF 3,800	10 位 CHF 988
2 位 CHF 3,040	15 位 CHF 608
3 位 CHF 2,280	20 位 CHF 418

女子団体戦: CHF10,000、上位 3 チームで配分:

1 位 CHF 6,000
2 位 CHF 3,000
3 位 CHF 1,000

(混合チーム戦の場合、ワールドカップルール男子 5.1 条を参照)

支払は、地元の税法を考慮しつつ、最終試合日から遅くとも7営業日以内に銀行電子送金で行われなければならない。支払明細書を選手に電子メールで提供しなければならない。送金手数料および付加価値税(VAT)はオーガナイザーの負担とする。

組織委員会は、試合が開催された国の賞金で税金問題をかかえる選手をアシストしなければならない。選手は、適用される源泉所得税の責任を有する。

5.2 FIS ワールドカップトロフィー

ワールドカップスキージャンプ女子総合優勝者には、ビッグワールドカップトロフィーが与えられる。このトロフィーはFISが用意する。

5.3 FIS ワールドカップメダル

上位3選手に、FIS ワールドカップメダルが与えられる。

5.4 FIS ネーションズカップトロフィー（国別対抗）

優勝チームには、FIS ネーションズトロフィーが与えられる。

5.5 賞の用意

上記のトロフィーおよびメダルは、FIS が用意する。

5.6 プレゼンテーション

総合優勝者の表彰式は、ワールドカップ女子ファイナル（最終戦）で行なう。

6. 費用の支払い

6.1 費用負担を受けるネーションクォータ

参加国のネーションクォータは以下のように決められる。
各スキー連盟は、最大4名までの費用負担を受ける権利がある。
負担しなければならない役員の数、下記基準に従って決める。

役員クォータ：

選手1~4名 役員2名

6.2 以下の費用は、各スキー連盟への費用支払いに関する項目6.1条で決められたクォータに従って、チームに支払われなければならない。

6.2.1 宿泊

大会期間中、最初の公式練習の前日から最終競技日の翌日まで、開催地の上質のホテルで部屋と3食を提供する。招待状及びインフォメーションパックは、組織委員会から各スキー連盟に送られなければならない。参加チームは、表記された期限までに参加選手をエントリーしなければならない。それによりチームは各自予約した部屋数を確保する。

予約した部屋を使用しなかった場合、組織委員会は、そのスキー連盟に対しキャンセル料金を要求する権利をもつ。

該当する国への旅費の支払いがある場合、組織委員会はその負担する旅費から直接キャンセル料を徴収する権利を有する。

組織委員会又はホテルマネージャーは、チームキャプテンの同意なしに、大会日に部屋を明け渡すことを要求することは認められない。

4人以上クオータの国に対し、シングル2部屋を提供しなければならない。

クオータ（定数）に含まれない選手・役員について、組織委員会は、食事付き宿泊を、通常の現地価格の最低25%引き料金、上限125スイスフランで提供しなければならない。

6.2.2 旅費

組織委員会は、FISの地域別旅費規定に従い、スイスフランを基準に1人につき以下の最低旅費負担分を支払われなければならない。

1. Aグループの組織委員会は、以下の通り支払わなければならない。

- A グループの国のクオータに対し、80スイスフラン
- B グループの国のクオータに対し、100スイスフラン
- C グループの国のクオータに対し、100スイスフラン
- D グループの国のクオータに対し、150スイスフラン
- E グループの国のクオータに対し、175スイスフラン

2. Bグループの組織委員会は、以下の通り支払わなければならない。

- A グループの国のクオータに対し、100スイスフラン
- B グループの国のクオータに対し、80スイスフラン
- C グループの国のクオータに対し、100スイスフラン
- D グループの国のクオータに対し、150スイスフラン
- E グループの国のクオータに対し、175スイスフラン

3. Cグループの組織委員会は、以下の通り支払わなければならない。

- A グループの国のクオータに対し、100スイスフラン
- B グループの国のクオータに対し、100スイスフラン
- C グループの国のクオータに対し、80スイスフラン
- D グループの国のクオータに対し、150スイスフラン
- E グループの国のクオータに対し、175スイスフラン

4. Dグループの組織委員会は、以下の通り支払わなければならない。

- A グループの国のクオータに対し、150スイスフラン
- B グループの国のクオータに対し、150スイスフラン
- C グループの国のクオータに対し、150スイスフラン
- D グループの国のクオータに対し、80スイスフラン
- E グループの国のクオータに対し、175スイスフラン

5. Eグループの組織委員会は、以下の通り支払わなければならない。

- A グループの国のクォータに対し、175 スイスフラン
- B グループの国のクォータに対し、175 スイスフラン
- C グループの国のクォータに対し、175 スイスフラン
- D グループの国のクォータに対し、175 スイスフラン
- E グループの国のクォータに対し、 80 スイスフラン

6.2.2.1 FIS 加盟国は、以下の通り 5 つの旅行、組織別地域に分けられる。

- | | | |
|--------|--|--------|
| 第 1 地域 | 北ヨーロッパ | A グループ |
| | (DAN, EST, FIN, ISL, NOR, SWE) | |
| 第 2 地域 | 東ヨーロッパ | B グループ |
| | (BLR, BUL, GEO, LAT, LTU, RUM, RUS, UKR, UZB) | |
| 第 3 地域 | 中央・南ヨーロッパ | C グループ |
| | (AND, AUT, BEL, BIH, CRO, CZE, FRA, GER, GBR, GRE, HUN, IRE, ITA, LIE, LUX, MON, NED, POL, RSM, SPA, SVK, SLO, SUI, TUR) | |
| 第 4 地域 | オーバーシー 1 | D グループ |
| | (ALG, CAN, EGY, IRA, ISR, LIB, MAR, MEX, RSA, SEN, SUD, SWZ, USA, ZIM) | |
| 第 5 地域 | オーバーシー 2 | E グループ |
| | (ARG, AUS, BRA, CHI, CHN, FIJ, GUA, HON, KAZ, JPN, KOR, PRK, MGL, NZE, PHI, PUR, URU, ISV) | |

6.2.2.2 単独又は（協定を結んだ）複数の組織委員会は、チャーター便（飛行機、電車、バス、船）を用意し、請求することが出来る。これは、プログラム又は招待状に明記されていなければならない。チームは、公式エントリー最終期限内に組織委員会へ返事をしなければならない。バスでの移動は 400 km に制限する。

6.2.2.3 各連盟が、組織委員会にチームの人数、到着日、到着時間、フライトナンバーを伝える限り、空港との往復移動は、組織委員会が用意し、負担する。

6.2.3 指名された TD、アシスタント TD、アシスタント RD 及び飛型審判は、ICR405.4 条に従って支払われなければならない。

7. FIS WCJ-W タイトルスポンサー/広告/メディアサービス

7.1 FIS は、公式 FIS ワールドカップタイトル又はプレゼンティングスポンサー又は代理店との間で契約書に署名をする。

7.2 全関係者が厳密に遵守しなければならない全ての広告事項は、FIS と各加盟スキー連盟／組織委員会との間で結ばれた契約書” FIS ワールドカップオーガナイザー契約 “に明記されている。

- 7.3 PR インフォメーション、プレスサービス、入賞記者会見等の一般サービスに関し、組織委員会の報道係長（チーフオブプレス）を、FIS が指名する F I S ワールドカッププレスコーディネーターがサポートする。
組織委員会は、コーディネーターの旅費、宿泊、食事を負担しなければならない。事前にコーディネーターは、手配について組織委員会と連絡をとらなければならない。
- 7.4 国際スキージャーナリスト連盟（AIPS）及び FIS の推奨とガイドラインに従って、プレス/メディアサービスを組織し、かつ実施しなければならない。
8. **救助活動－医療支援要件**
主催者は、適切な救助活動を組織し、全競技時間（トレーニング及び競技会）の間稼働する責任を負う。FIS 大会主催者向け医療支援に関する要件は（メディカルルール及びガイドラインを含む）FIS メディカルガイド第 1 章及び ICR221.6 条に記載されている。
9. **WCJ-W レポート**
FIS TD は、WCJ 大会の報告に責任がある。TD および TD アシスタントのオンラインレポートは大会地で即座になさなければならない。
10. **コントロール**
FIS は **WCJ-W** レースディレクターを指名し、同レースディレクターはジャンプ TD ライセンスを所有していなければならない（ICR403.2.2 条参照）。
同レースディレクターは FIS ジャンプコーディネーターに報告する。
- 10.1 FIS は **WCJ-W** レースディレクターアシスタントを指名し、同アシスタントはジャンプ TD ライセンスを所有していなければならない（ICR403.2.2 条参照）。
各オーガナイザーは、同アシスタントの宿泊費、食費、旅費を支払わなければならない（ICR405.4.3 条参照）。
11. **FIS グランプリ スキージャンプ**
WCJ-W ルールがグランプリ大会に適用される。
- 11.1 **賞金**
個人一戦： CHF 6,000 上位 6 選手で配分
団体戦： CHF 6,000 上位 3 カ国で配分
混合チーム戦（男女）： CHF 10,000 上位 3 カ国で配分
（賞金の分配手順は第 5.1 条に従う）
- 11.2 **FIS グランプリトロフィー**
グランプリ上位 3 選手には、FIS グランプリトロフィーが与えられる。
このトロフィーは FIS が用意する。